

## 静岡市ガストロノミーウォーキング事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、ガストロノミーウォーキング事業の開催を支援することにより、市内外に向けて静岡市が有する食の魅力を主とした地域資源の豊かさを広く発信し、その認知度の向上及び本市への来訪者の増加を図るため、ガストロノミーウォーキング事業を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（令和15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱においてガストロノミーウォーキング事業とは、静岡市が有する食の魅力を主とした地域資源の認知度の向上及び静岡市への来訪者の増加を図ることを目的としたウォーキングイベントであって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

- (1) 静岡市内で実施すること。
- (2) 実施する地域の地元食材及び調理法を主に用いた飲食物をウォーキングコースで提供すること。
- (3) 参加者が地元食材の生産者及び飲食物を調理した者と交流できること。
- (4) 実施する地域の地理、風土及び歴史を知り、文化を体験できること。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ガストロノミーウォーキング事業を実施する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 実施する地域の住民等によって組織された団体
- (2) 実施する地域に所在地を置く法人

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が実施する事業で、次に掲げるものとする。

- (1) ガストロノミーウォーキング事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、ガストロノミーウォーキング事業に附帯する事業で、市長が適当であると認めるもの

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要

する経費のうち、ウォーキングイベントの運営、広告宣伝及び安全対策に関する経費（これらに係る事務費を含む。）であって、市長が必要であると認めるものとする。ただし、交際費（慶弔費を含む。）、関係者の飲食に要する経費その他市長が不相当と認める経費は、補助対象としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、60万円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、ガストロノミーウォーキング事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、ガストロノミーウォーキング事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助対象者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1項から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第10条 補助対象者は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた場合において、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめガストロノミーウォーキング事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類のうち市長が

指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、ガストロノミーウォーキング事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める日までにガストロノミーウォーキング事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 収支を証する書類

(4) 実施を証する写真

(5) ポスター、ちらし等の告知書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、ガストロノミーウォーキング事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(請求)

第14条 補助対象者は、前条の規定による確定通知書を受けたときは、速やかに請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第15条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

2 補助対象者は、前項の規定により概算払を請求するときは、ガストロノミーウォーキング

事業補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

- 3 概算払により交付した補助金の額と第13条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助対象者は、第12条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定による補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 補助対象者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
- ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告の写し  
イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (4) 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。